

# 概略発注方式の試行要領

令和 7 年 2 月 1 日  
県土整備部技術企画課

## (趣旨)

第 1 この要領は、県土整備部が発注する工事において、入札手続の円滑化及び職員の負担軽減を目的として、概略発注方式により発注する場合の取扱いに関する事項を定めるものである。

## (用語)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「概略発注方式」とは、「主たる工種」以外の工種の直接工事費については、予め設定した「主たる工種」の直接工事費に対する比率（以下「設定比率」という。）を「主たる工種」の直接工事費に乗じることにより、設計金額を算定して発注する方式をいう。
- (2) 「主たる工種」とは、工事全体の直接工事費の 50%以上を占める工種（レベル 2）をいう。ただし、1 工種で全体の 50%以上とならない場合は、50%以上となるまで金額の大きい工種から順に「主たる工種」とする。

## (試行対象工事)

第 3 概略発注方式の試行対象工事は、県土整備部が発注する予定価格 5 億円未満の工事のうち、発注者が指定する工事とする。ただし、総合評価落札方式簡易型で発注する工事を除く。

## (試行対象工種)

第 4 概略発注方式の試行対象工種（以下「対象工種」という。）は、「主たる工種」以外の工種とする。

## (実施手続)

第 5 実施手続については、別紙 1 「概略発注方式のフローチャート」に基づき行うものとする。

## (当初設計書の作成)

第 6 当初設計書については、次の各号のとおり作成するものとする。

- (1) 各工種（レベル 2）の明細書を作成する。明細書内訳では従来どおり全ての工種について積上げ積算を行う（体系ツリーを使用せずに設計書の作成を行うこと。）。
- (2) 別記様式 1 「設計金額算定シート」に各工種名及びその積上げ金額を入力し、主たる工種及び対象工種を決定する。
- (3) 対象工種の直接工事費の算定に用いる設定比率については、小数点第 2 位で四捨五入した値とする。

- (4) 対象工種について、別記様式1「設計金額算定シート」にて算出した「(B)入札用設計金額」をローカル単価で計上し、規格の欄には「入札用設計金額」と入力する（金抜設計書での単価の表示方法は「非表示」とする）。
- (5) 対象工種について、各工種の明細書の数量(式)には「0」を入力し、対象工種の積上げ金額は設計金額に計上しない。
- (6) 対象工種の明細書について、規格の欄に「参考積上げ」と入力する。
- (7) 別記様式2「積算参考資料」を作成する（対象工種及び設定比率を入札参加者に明示する）。
- (8) 立木等伐採に関する積算（伐採工、運搬工及び処分工）については、過去の事例を参考に金額を設定し、計上できるものとする。

#### (契約時の取扱い)

第7 設計図書における対象工種に関する施工数量及び施工条件等については、参考図書扱いとし、これに関する入札質問は受け付けないものとする。

#### (契約後の協議等)

- 第8 対象工種の契約数量及び施工条件等については、契約後に発注者が指示する場合を除き、金抜設計書に示す対象工種の明細書内訳（参考積上げ）のとおりとする。
- 2 対象工種における設計図書の照査及び施工数量の変更については、「設計変更ガイドライン（平成28年4月技術企画課定め）」に基づき行うものとする。

#### (設計変更及び変更契約)

- 第9 変更設計書の作成については、次の各号のとおり行うものとする。
- (1) 主たる工種・対象工種ともに、明細書の内訳の積上げについて変更数量に基づき設計変更を行う。
  - (2) 対象工種について、各工種の明細書の数量(式)には「1」を入力し、対象工種の積上げ金額を設計金額として計上する。また、規格の欄に表示している「参考積上げ」の記載を削除する。
  - (3) 当初設計に計上していた入札用設計金額について、数量に「0」を入力し、設計金額に計上しないこととする。

#### (留意事項)

第10 本試行に当たり、疑義が生じた場合は技術企画課と協議すること。

#### 附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

概略発注方式のフローチャート

